

## 岡崎市中小企業物価高騰対策資金支援金交付要綱

制定 令和8年9月24日

### (目的)

第1条 市は、原材料や商品の仕入価格の高騰、エネルギー価格の上昇等により、事業活動への影響を受けている市内の中小企業者等に対し、物価高騰に係る負担を軽減し、事業継続及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において、岡崎市中小企業物価高騰対策資金支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。

- (1) 次号に規定する融資を受けた日から岡崎市中小企業物価高騰対策資金支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）を提出する日まで引き続き、法人にあっては市内に本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する「本店」をいう。）を、個人事業者にあっては市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
- (2) 令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に、次のいずれかの融資を受けた者であること。
  - ア 愛知県経済環境適応資金サポート資金（経済対策特別又はセーフティネット（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を利用したものに限る。））
  - イ 日本政策金融公庫セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
- (3) 前号に規定する融資の返済方法が証書貸付による分割返済であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条第2号に規定する融資金額に100分の2を乗じて得た額とする。ただし、50万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 支援金の算定の基礎となる融資金額には、次に掲げる資金を含めないものとする。

- (1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにその付属並びにこれらに係る事務手数料、工賃、燃料その他の資金。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業の用に供する自動車は、この限りでない。
  - (2) 申請者と前号ただし書きに規定する自動車の使用者が異なる自動車に係る資金
- 3 前項の規定にかかわらず、既存債務の借換えを伴う融資の場合は、融資金額から借換えにより返済した金額を控除した額に100分の2を乗じて得た額とする。ただし、50万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書に必要書類を添えて、令和8年10月1日から令和9年2月26日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、支援金の交付は1中小企業者等につき1回限りとし、対象となる融資を複数受けた場合は、いずれか一つを対象とする。

2 前項の交付申請書兼請求書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 融資を受けたことが確認できる次に掲げる書類

ア 第2条第2号アに係る融資を受けた場合、信用保証委託申込書の写し、信用保証書の

写し及び金融機関が発行する貸付実行通知書

イ 第2条第2号イに係る融資を受けた場合、金銭消費貸借契約証書の写し。ただし、日本政策金融公庫国民生活事業による融資の場合は、これに加えて日本政策金融公庫が発行する貸付実行通知書

(2) 前条第3項に該当する場合は、借換えにより返済した融資残高が確認できる書類。ただし、金銭消費貸借契約証書により当該融資残高を確認できる場合は、提出を要しない。

(3) 車両購入資金の場合は、自動車検査証の写し

(4) 市税の完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項第4号に規定する完納証明書は、直近の市税の納期限後に発行されたものとする。

4 市長は、交付申請書兼請求書を予算の範囲内において先着順に受け付けるものとする。ただし、予算の範囲を超えることとなった日に受け付けた申請については、抽選により受付順位を決定するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、支援金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 支援金は、前条第1項の規定による額の確定後、交付申請書兼請求書に基づき、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付決定者が、第2条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めるとき又は第5条に基づく交付決定に付した条件に違反したときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消し通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 前条第1項の規定により支援金の返還を命じられた者は、市長が指定する期日までに、返還しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月24日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現にこの要綱の規定による支援金の交付を受けている者に関しては、なお従前の例による。